

一宮市循環型社会形成推進地域計画書  
(第2期)

平成25年12月

一宮市



1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水の処理の現状	3
(3) 一般廃棄物処理等の目標	4
(4) 生活排水処理の目標	5
3 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進	6
(2) 処理体制	8
(3) 処理施設の整備	11
(4) 施設整備に関する計画支援事業	11
(5) その他の施策	12
4 計画のフォローアップと事後評価	13
(1) 計画のフォローアップ	13
(2) 事後評価及び計画の見直し	13

< 添付資料及び様式 >

添付資料 1 対象地域図（一般廃棄物）

添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等

    (1) 家庭系排出量と人口の推移

    (2) 事業系排出量と人口の推移

    (3) 総資源化量と人口の推移

    (4) 最終処分量と人口の推移

添付資料 3 ごみの分別区分

添付資料 4 現有施設の概要

○ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

添付資料 5 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（一般廃棄物）

添付資料 6 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（生活排水）

添付資料 7 対象地域図（生活排水）

○ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

○ 様式 3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

参考資料様式 2

参考資料様式 5



## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名 一宮市

面積 113.91km<sup>2</sup>

人口 386,447人(平成25年4月1日現在)

### (2) 計画期間

本計画は、第1期一宮市循環型社会形成推進地域計画(平成20年4月1日から平成26年3月31日)を引き継いだ第2期計画であり、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

一宮市は、平成17年4月1日に、旧一宮市、旧尾西市、旧木曾川町の2市1町が合併して誕生した。一般廃棄物処理事業は、基本的に旧市町ごとに単独で行ってきたため、施策の統一を図り新市としての一般廃棄物処理のあり方を確立し、計画的に事業を実施するため、本市では平成19年6月に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の推進を始めとした、循環型社会の形成と効率的な一般廃棄物処理事業を推進してきた。この中で老朽化が進んでいた一宮市粗大ごみ処理施設を廃止して、新しく完成した一宮市リサイクルセンターで運営を開始し、ごみの減量及び資源化、最終処分量の削減を図っている。

また、平成10年3月から運営を開始している一宮市環境センターに関しても、運営開始後約16年が経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、安定的なごみ処理の確保と、より一層のCO<sub>2</sub>削減等を目指して、既設施設の基幹的設備改良事業の実施を進めていく。

生活排水処理については、平成19年6月に「一般廃棄物(生活排水)処理基本計画」が策定され合併処理浄化槽の整備が進められており、今後も継続していく予定である。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成24年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、128,674トンであり、再生利用される「総資源化量」は22,943トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量))は17.8%である。

中間処理による減量化量は89,721トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね7割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の12.5%※に当たる16,010トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は104,891トンであり、一宮市環境センターごみ焼却施設では、燃焼により生じた蒸気を余熱利用して発電や場外への熱供給等を行っている。

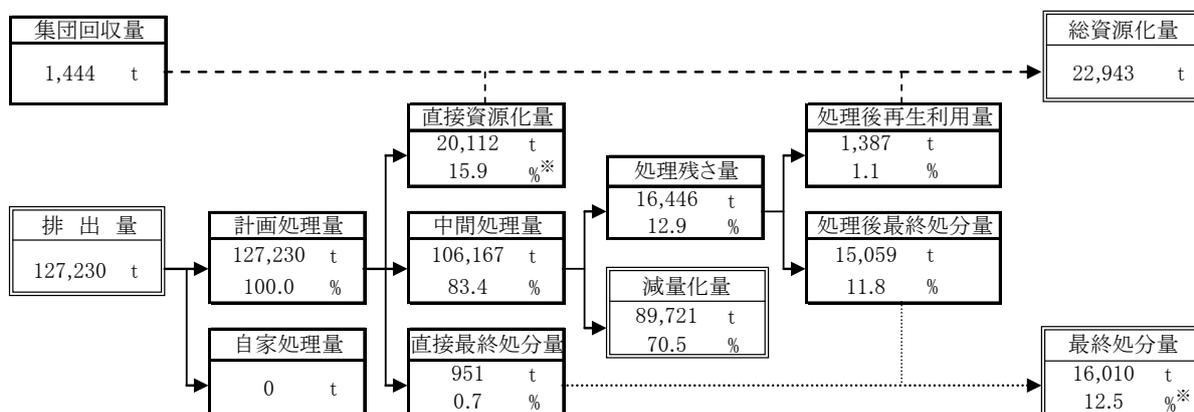


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成24年度）

※合計を100%とするため、”直接資源化量、最終処分量”で端数調整した。

## (2) 生活排水の処理の現状

平成24年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で386,447人であり、水洗化人口は241,908人、90.8人、汚水衛生処理率62.6%である。

し尿発生量は15,240kl/年、浄化槽汚泥発生量は、66,444kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は81,684kl/年である。

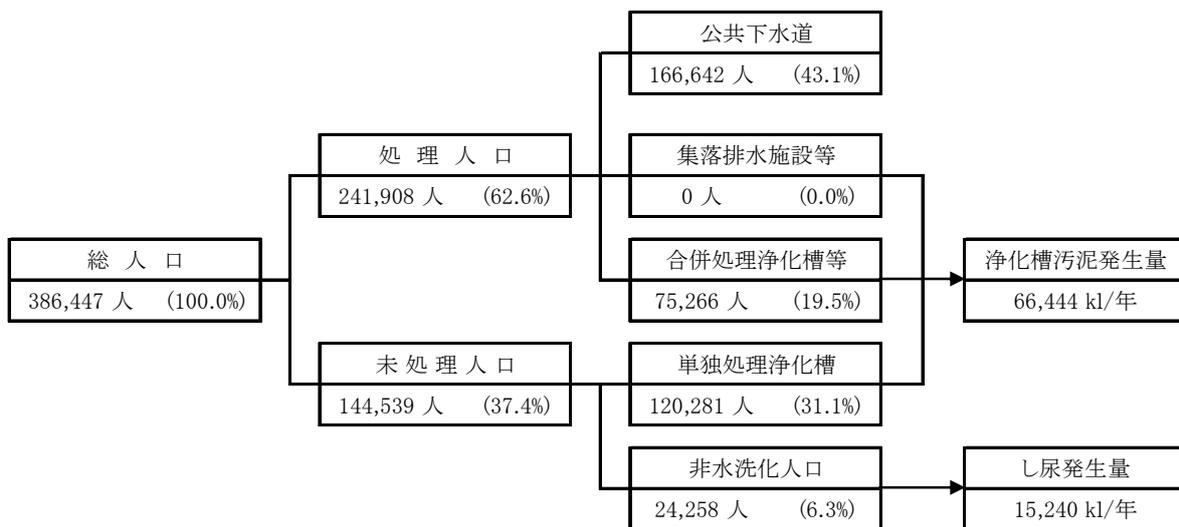


図2 生活排水の処理状況フロー (平成24年度)

### (3) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

参考として、添付資料2に現状と目標設定のグラフを添付する。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成24年度)	目 標 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成31年度)
			(H31/H24)
人口		386,447 人	375,264 人 ( -2.9 %)
事業所数		16,488 事業所	16,488 事業所 ( 0.0 %)
排出量	事業系 総排出量	21,842 トン	14,302 トン ( -34.5 %)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.32 トン/事業所	0.87 トン/事業所 ( -34.1 %)
	家庭系 総排出量	105,388 トン	94,525 トン ( -10.3 %)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	221 kg/人	162 kg/人 ( -26.7 %)
合 計	事業系家庭系排出量合計	127,230 トン	108,827 トン ( -14.5 %)
再生利用量	直接資源化量	20,112 トン ( 15.9 %) <sup>※4</sup>	33,640 トン ( 30.9 %)
	総資源化量	22,943 トン ( 18.0 %)	37,548 トン ( 34.5 %)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	33,984 MWh	26,294 MWh ( -22.6 %)
	場外余熱利用施設への熱供給温水量	1,150 t/h	890 t/h ( -22.6 %)
減 量 化 量	中間処理による減量化量	89,721 トン ( 70.5 %)	60,383 トン ( 55.5 %)
最終処分量	埋立最終処分量	16,010 トン ( 12.5 %) <sup>※4</sup>	13,417 トン ( 12.3 %)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = (事業系 総排出量) / (事業所数)

事業所数は、平成24年、平成31年ともに平成24年経済センサス(速報値)の16,488を計算に使用した。

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系 総排出量) - (直接資源化量)} / (人口)

※4 平成24年度は“直接資源化量、最終処分量”で端数調整を行っている。(図1参照)

《指標の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱 回 収 量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

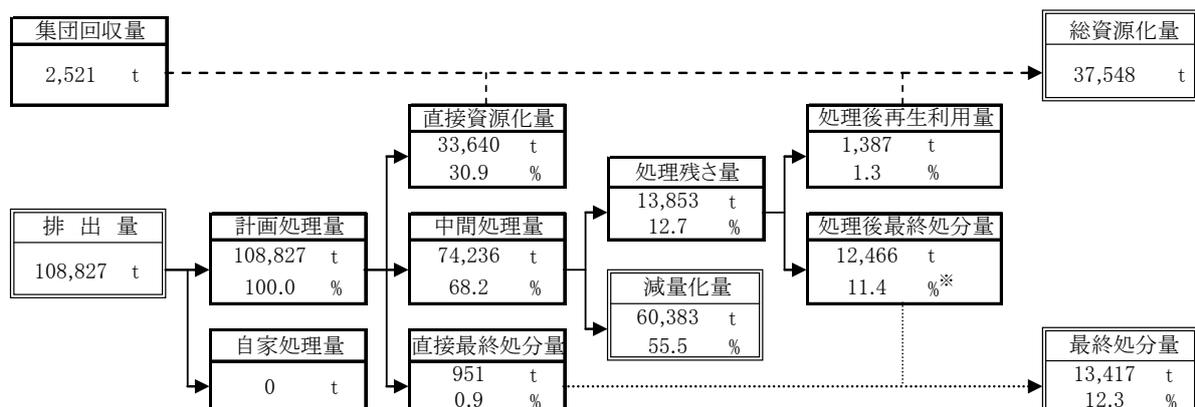


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成31年度)

※合計を100%とするため、“処理後最終処分量”で端数調整した。

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 し尿処理の現状と将来

		平成24年度実績	平成31年度目標
処理形態別人口	公共下水道	166,642 人 (43.1%)	257,340 人 (68.6%)
	集落排水施設等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	75,266 人 (19.5%)	92,145 人 (24.6%)
	未処理人口	144,539 人 (37.4%)	25,779 人 (6.9%)
合 計		386,447 人	375,264 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	15,240 キロリットル	803 キロリットル
	浄化槽汚泥量	66,444 キロリットル	49,166 キロリットル
	合 計	81,684 キロリットル	49,969 キロリットル

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア ごみ処理に関する施策

ごみの分別収集を実施し、4R、環境教育、普及啓発、助成、推進体制の整備などに関する施策を推進するとともに、ごみの有料化について検討する。

##### ①ごみの分別収集の実施

平成20年4月1日より全市統一のルールの下で、ごみ分別収集を実施し、資源を円滑に回収することでごみの発生抑制を図る。

##### ②4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

レジ袋や過剰包装を断る、できるかぎり無駄な商品は買わない、ひとつのものを長く使うことによって生産や消費を抑えごみを減らす、不要になったものを必要な人に譲ったり、詰め替え式の商品を何度も利用する、廃棄処分にする場合には分別して再生できるものは資源として再生利用するなど、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直す。

###### 1) リフューズ(ことわる)

マイバック持参や過剰包装をことわるなど、リフューズ(ことわる)運動を進める。

###### 2) リデュース(ごみを減らす)

商品の購入に際しては、いずれ「ごみ」になることを認識して商品を選択することなどにより、リデュース(ごみを減らす)を進める。

###### 3) リユース(再利用する)

バザーやフリーマーケット、不用品交換等を活用し、できるだけものを再利用するなど、ものを活かす生活・活動を実践する。

###### 4) リサイクル(再生して使用する)

資源回収の徹底を図り、リサイクル運動を進める。

##### ③環境教育(いちのみやエコスクール運動)

一人ひとりができることから始め、学校から家庭、家庭から地域へ、輪を広げ「地球にやさしいまちづくり」を目指すことを目的として、いちのみやエコスクール運動を推進する。

市内の小・中学校のうちで、継続的にエコスクール運動に取り組んだ小中学校に対し「地球に優しい学校」として認定証を交付するとともに、特に取り組みの優秀な学校については表彰を行う。

##### ④普及啓発

###### 1) 環境月間

市民の生活環境の保全と環境衛生意識の向上を図るために、10月を環境月間と定め、清掃事業運動を全市的に展開し、その普及に努める。

###### 2) 施設見学

環境センター・最終処分場等の見学をとおして、ごみ意識の高揚、ごみ減量意識の啓発に努める。

3) その他の広報活動

小学生向け副読本、パンフレット、環境かわら版等の発行、市広報掲載などとおして、市民のごみ意識の高揚、ごみ減量意識の啓発に努める。

4) 環境保全・ごみ減量推進モニター

市民からモニターを募集し、市民の立場で清掃行政全般に関し、討論・研究を行う。

5) レジ袋削減

ごみゼロ社会推進あいち県民会議が実施する「レジ袋削減取組店制度」に同調し、市内の小売店におけるレジ袋削減に向けた取り組みを進める。

⑤助成

1) 生ごみ処理機等購入補助

生ごみの資源化、減量化を目的として、現在実施している電動生ごみ処理機、生ごみ簡易堆肥化容器「コンポスト」等の購入に対して、補助を実施する。

2) 集団回収実施団体への奨励金交付

子ども会などの地域団体が実施する廃品回収に対し、奨励金を交付する。

3) 不要品交換、フリーマーケット等の推進

ものの再生利用を促進するため、フリーマーケットやバザー等の開催場所を提供し、開催事業者を支援するとともに、開催情報を広く提供する。

⑥推進体制の整備

ごみの減量とリサイクルを推進する廃棄物減量等推進審議会制度、地域におけるごみの減量とリサイクルを推進する廃棄物減量等推進員制度について、組織の充実と活動の強化を図る。

⑦ごみ処理の有料化

ごみの減量化、住民意識の向上、さらなるごみ分別排出の促進、費用負担の公平化等を目的として、ごみ処理の有料化を検討する。

## イ 生活排水対策

河川等の公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行う。

①広報やパンフレット、講習会等により、家庭で誰もがができる「家庭での浄化対策」を推進し、生活排水に対する意識の高揚を図る。

②広報やパンフレット等により、浄化槽の使い方や維持管理の方法についてPRし、定期的な保守点検、清掃及び検査を行うように指導する。

③広報やパンフレット等により、合併処理浄化槽の浄化能力や利点、設置・維持管理に対する補助金制度などをPRし、普及を図る。

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

本市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後については表 3のとおりである。平成20年4月1日より全市域の分別区分と処理方法を統一化し、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶・金属類を指定袋制にすることにより、資源循環型社会の形成に向けた取組みを行っている。

不燃ごみ・粗大ごみは、一宮市粗大ごみ処理施設にて処理を行っていたが、老朽化及び処理能力の低下が見られたため、新しい処理施設を計画して平成25年3月に一宮市リサイクルセンターを愛知県下で初となる民間手法のDBO方式を採用して建設した。この施設は空き缶・金属類についても効率的な選別・資源化を行い、より一層リサイクルを推進していくような取組みを展開している。

また、平成25年7月からは小型家電の拠点回収を行い、廃棄物の減量化・有用金属の再資源化を推進している。

可燃ごみについては、一宮市環境センターで焼却処理を行っているが、平成26年度から平成29年度の4年間で、老朽化した設備・機器に対しての基幹的設備改良事業を行い、焼却処理施設の延命化を図っていく。

焼却灰等を埋立処分している一宮市光明寺最終処分場は、平成16年4月から埋立を行っているが、今後も一層のごみの資源化・減量化などを進めて最終処分量を削減し、処分場の延命化を図っていく。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、家庭ごみの分別区分に準じて搬入し、処理・処分を行う。また、今後は、事業者の自己責任で処理されることを周知徹底し、分別の徹底及び適正な排出についての指導を行うほか、処理料金の値上げや多量排出事業者に対して減量化計画書の提出を義務づけることにより、排出抑制や減量化を図る。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、処理施設では産業廃棄物の処理を行っていない。また、将来においても産業廃棄物処理を行わない。

### エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道認可区域等を除いた区域で合併処理浄化槽の整備を進めていくとともに、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていく。

## オ 今後の処理体制の要点

- ◇家庭ごみの分別区分を徹底させて、ごみの減量化・資源化を図る。
- ◇小型家電等の回収品目や回収拠点を増やす等、廃棄物の減量化・有用金属の再資源化の拡大を図る。
- ◇竣工後約16年が経過し、老朽化が進んでいる一宮市環境センターについて、施設設備の延命とCO<sub>2</sub>削減を目標とした基幹的設備改良事業を行う。
- ◇一宮市リサイクルセンターにおいて、従来の不燃ごみ・粗大ごみのほかに、空き缶・金属類の資源も分別処理し、より一層の資源回収を図る。
- ◇事業系一般廃棄物は、啓発活動や指導を行うほか、処理料金の値上げや多量排出事業者には減量化計画書の提出を義務づけることにより、排出抑制や減量化を図る。
- ◇生活排水は、引き続き、下水道認可区域等を除いた区域で合併処理浄化槽の整備・転換を進めていく。

表 3 一宮市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成24年度)							今後(平成31年度)						
一宮市							一宮市						
収集資源	分別区分 (6種18分別に統一)	処理方法		処理施設等		処理量(トン)	収集資源	分別区分 (6種19分別に統一)	処理方法		処理施設等		処理量(トン)
		リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)				一次処理	二次処置	リサイクル	(売却)	
町内資源※1	①プラスチック	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	3,111	町内資源	①プラスチック	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	4,049
	②ペットボトル	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	596		②ペットボトル	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	763
	③空き缶・金属類	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	904		③空き缶・金属類	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	1,899
	④新聞・チラシ	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	6,326		④新聞・チラシ	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	10,715
	⑤雑誌	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	3,910		⑤雑誌	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	6,072
	⑥ダンボール	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	2,180		⑥ダンボール	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	2,941
	⑦牛乳パック	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	128		⑦牛乳パック	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	140
	⑧その他の雑紙	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	0		⑧その他の雑紙	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	3,545
	⑨古衣類・毛布等	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	925		⑨古衣類・毛布等	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	1,343
	⑩無色透明ビン	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	1,898		⑩無色透明ビン	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	2,032
	⑪黒色ビン	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	0		⑪黒色ビン	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	0
	⑫茶色ビン	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	0		⑫茶色ビン	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	0
	⑬その他ビン	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	0		⑬その他ビン	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	0
	⑭蛍光灯・乾電池	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	132		⑭蛍光灯・乾電池	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	137
⑮可燃ごみ	焼却(熱回収)	発電	(焼却灰) 一宮市光明寺最終処分場等	77,734	⑮可燃ごみ	焼却(熱回収)	発電	(焼却灰) 一宮市光明寺最終処分場等	54,641				
⑯不燃ごみ	破砕・選別	埋立	一宮市環境センター	6,974	⑯不燃ごみ	破砕・選別	埋立	(可燃ごみ)焼却(不燃ごみ)埋立 一宮市環境センター	5,782				
⑰粗大ごみ	一般粗大	4	一宮市光明寺最終処分場	564	⑰粗大ごみ	一般粗大	4	(金属類)リサイクル	459				
集団回収	処分不適物	1,444	一宮市光明寺最終処分場	2	⑱使用済植物性てんぷら油	リサイクル	(売却)	リサイクル	2				
拠点回収	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	2	⑲小型家電	リサイクル	(売却)	リサイクル	(売却)	2		
計				106,832	計				97,046				

### (3) 処理施設の整備

上記(2)の統一後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な整備を行う。また、合併処理浄化槽への整備については、表5のとおり行う。

表4 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	熱回収施設	一宮市環境センター 基幹的設備改良事業	450t/日	一宮市奥町字 六丁山52番地	平成26年度から 平成29年度まで

(整備理由)

事業番号1 施設の老朽化に伴う、施設の10年程度の延命化を図る。  
さらに、低炭素社会の実現に寄与するために、CO<sub>2</sub>削減を目指す。

表5 浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基)(H24)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置 整備事業	49	285 (57基×5年)	1,700 (340人×5年)	平成26年度から 平成30年度まで

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
	なし		

## (5) その他の施策

### ア 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

#### ① 適正処理困難物

ガスボンベなど、市では適正に処理できない危険物、処理困難物については、販売店や民間処理業者と協力して適正処理を推進する。

#### ② 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、医療機関と協議を行い、適切な排出方法及び処理方法について指導を行っていく。また、収集作業時の事故防止等について、周知する。

### イ 散在性ごみ・不法投棄対策

#### ① 散在性ごみ対策

空き缶等の散在性ごみについては、啓発活動を行うとともに、地元を拠点とした地域清掃活動を実施・支援する。

#### ② 不法投棄対策

夜間パトロール及び県・警察との合同パトロールを実施し、不法投棄の取締りとごみ出しルールの指導を行う。

### ウ 災害廃棄物処理計画

災害により発生したごみは、一宮市災害廃棄物処理計画に基づき、速やかに処理して、環境衛生の確保を図る。

廃棄物の処理を適正かつ円滑に推進するため、収集運搬機材及び処理、処分場を確保するとともに、他市町と密接な連絡のもとに処理体制を確立する。

また、仮置場については、用途によって中小規模の仮置場及び大規模仮置場を一宮市災害廃棄物処理計画に則った選定基準により、選定を行う。仮置場の候補地としては以下を想定している。

#### <仮置場候補地>

公園、グラウンドなどのスポーツ施設、公共公益施設建設予定地等の未利用地、既存廃棄物処分場、その他民有地

※災害発生の際は、庶務係のがれき処理計画担当による「がれき発生量推計」の後、「確保すべき面積」の算定を行い、上記施設の施設・用地から、所有・管理する部署等と協議を行い、一宮市災害廃棄物処理計画記載の選定基準を考慮し、仮置場を選定する。

※公園等の中で、広域避難場所等として利用されている場合は候補から除外し、広域避難場所等としての用途が終了した時点で候補地として検討する。

※仮置場が不足する場合、関係機関と協議しつつ、広域的な仮置場を設置する。

### エ 広報・啓発活動のあり方

広報・啓発活動は、広報、チラシ、パンフレット、ホームページなどのメディアや、各種イベントの開催時などさまざまな機会を活用して実施する。

なお、内容は市民の理解を得やすいように、「ごみと資源の分け方・出し方辞典」を作成して全戸配布するなど、ごみの分別・減量・資源化をわかりやすくアピールしていく。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び愛知県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

# 添 付 書 類 一 覧

添付資料 1 対象地域図（一般廃棄物）

添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等

（1）家庭系排出量と人口の推移

（2）事業系排出量と人口の推移

（3）総資源化量と人口の推移

（4）最終処分量と人口の推移

添付資料 3 ごみの分別区分

添付資料 4 現有施設の概要

○ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

添付資料 5 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（一般廃棄物）

添付資料 6 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（生活排水）

添付資料 7 対象地域図（生活排水）

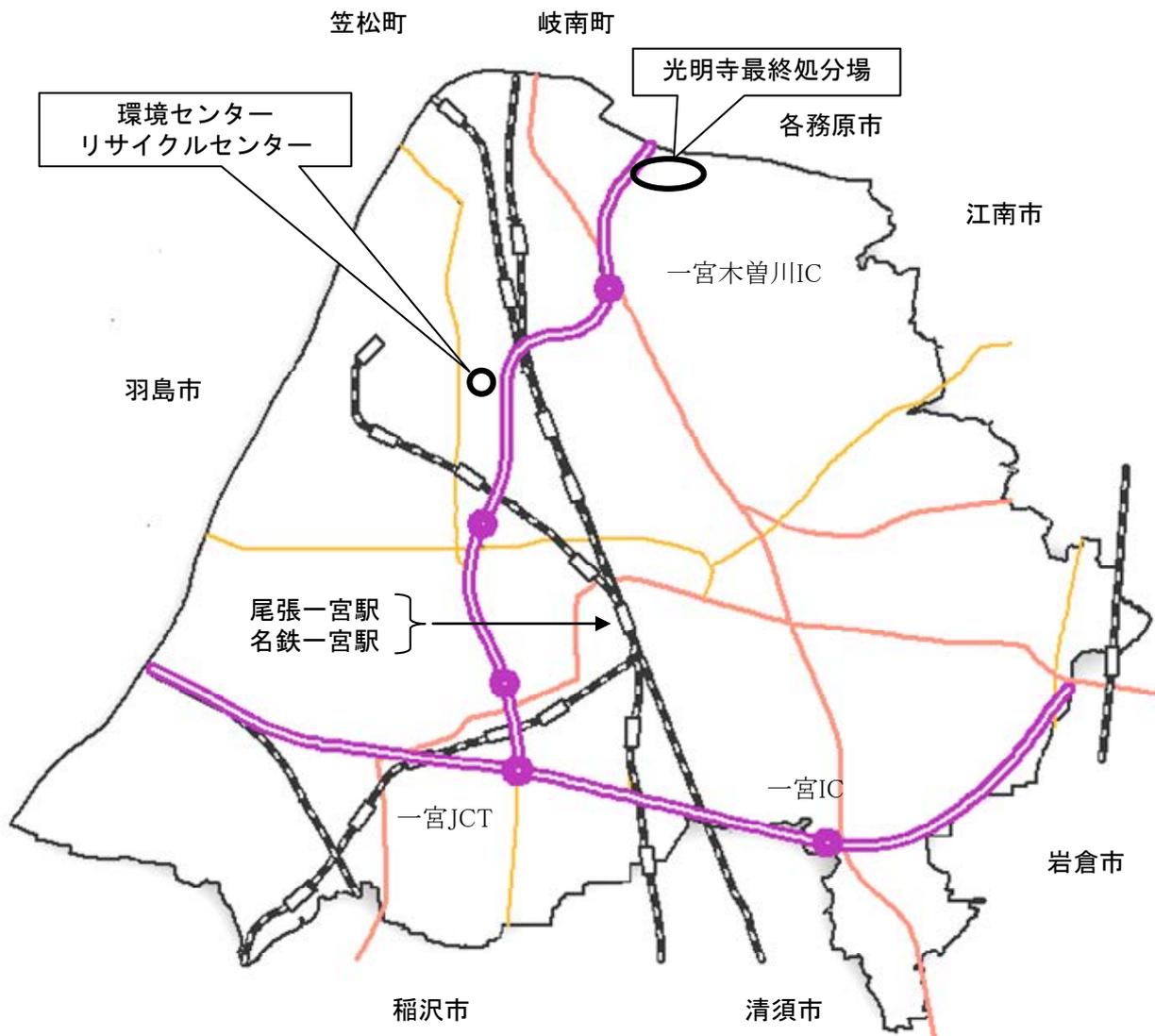
○ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

○ 様式 3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

参考資料様式 2

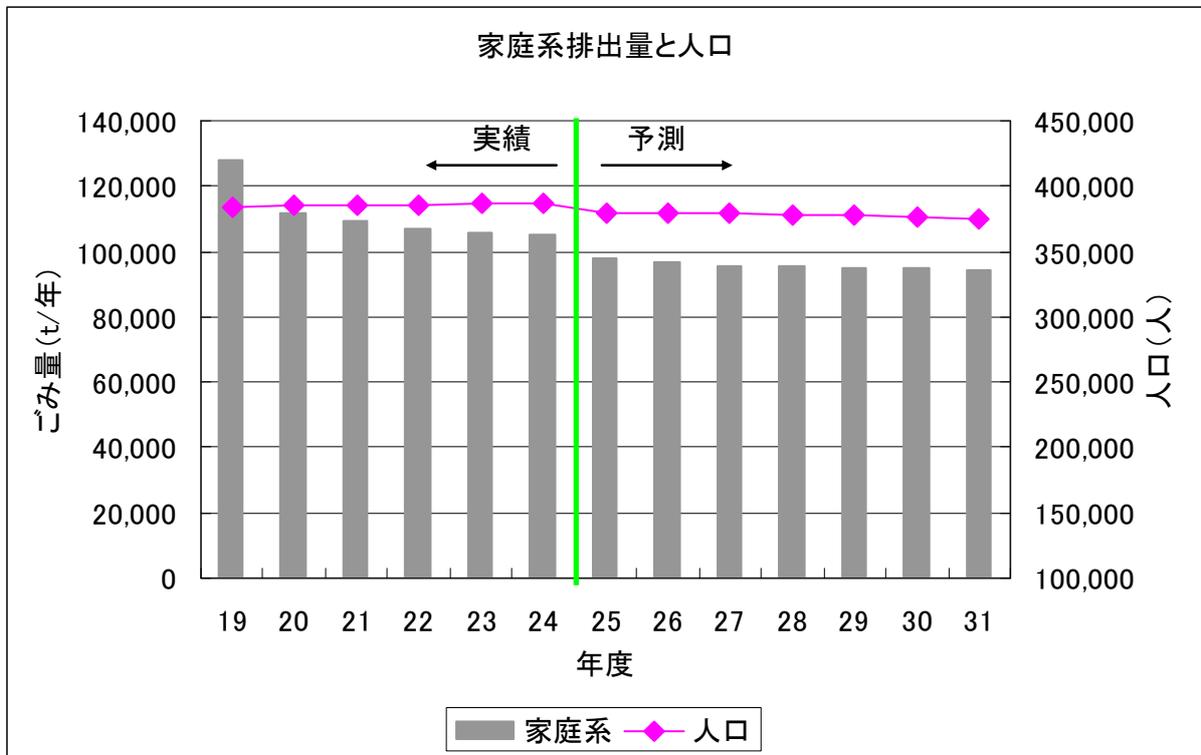
参考資料様式 5

添付資料1 対象地域図（一般廃棄物）

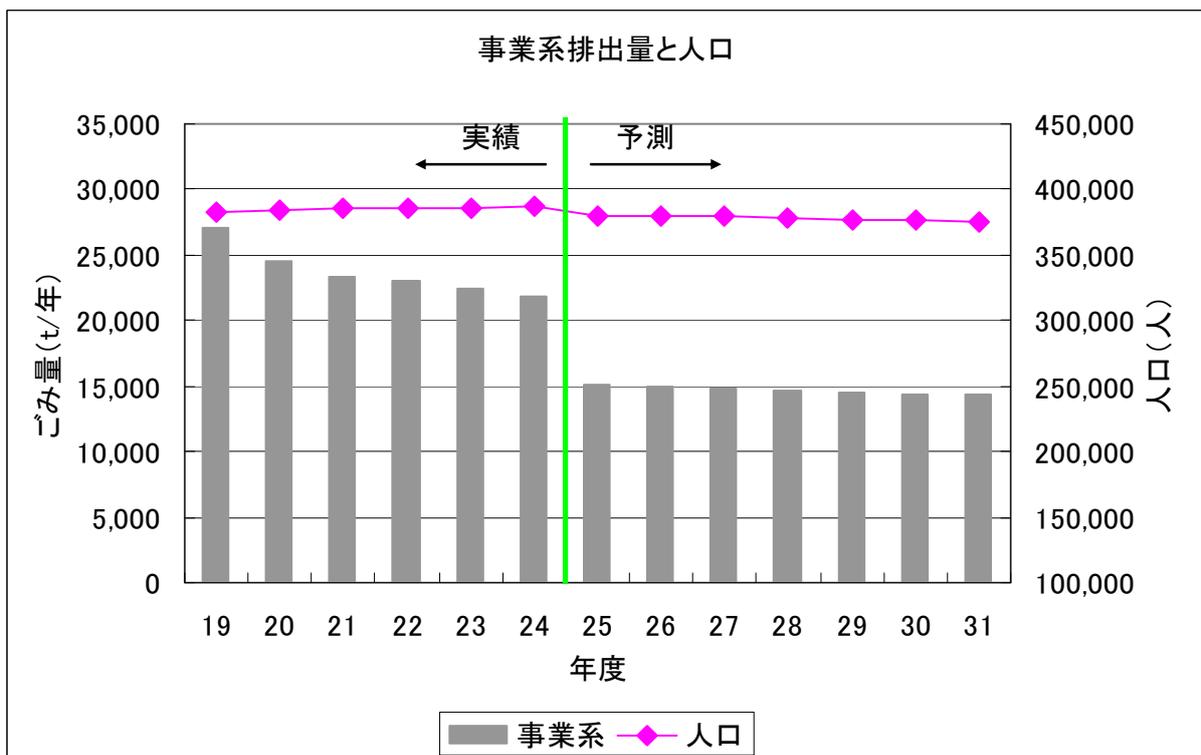


添付資料2 目標の設定に関するグラフ等

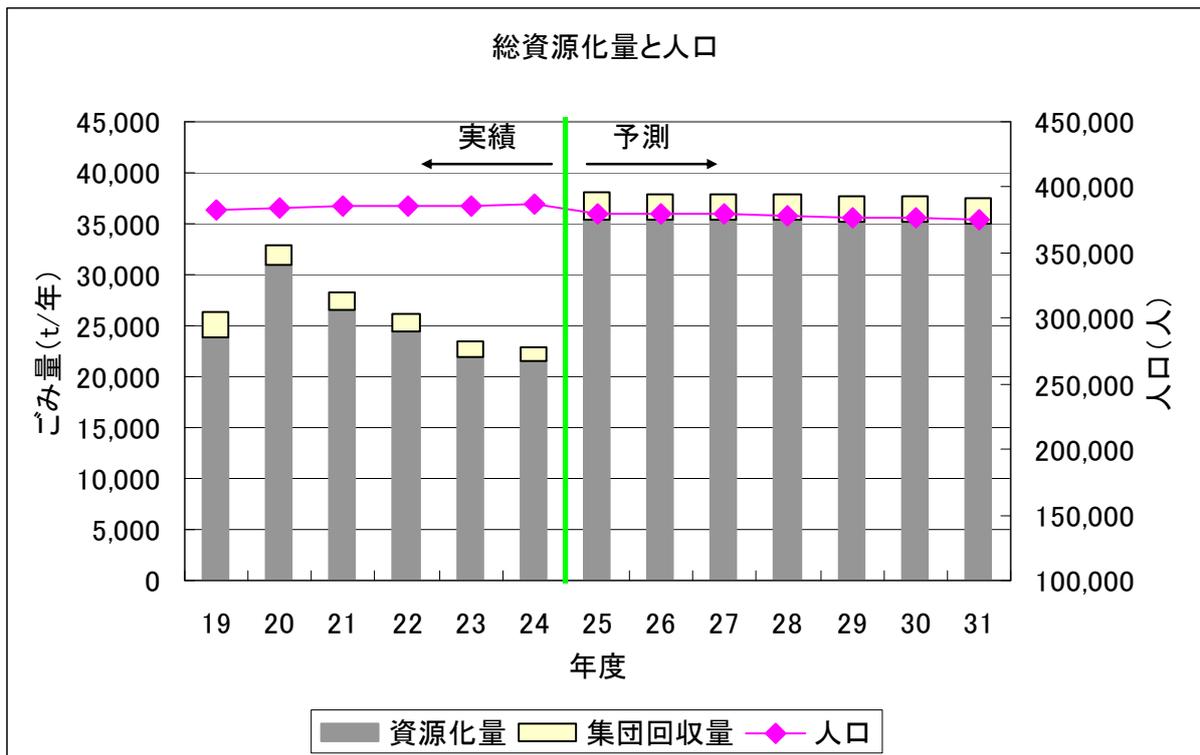
(1) 家庭系排出量と人口の推移



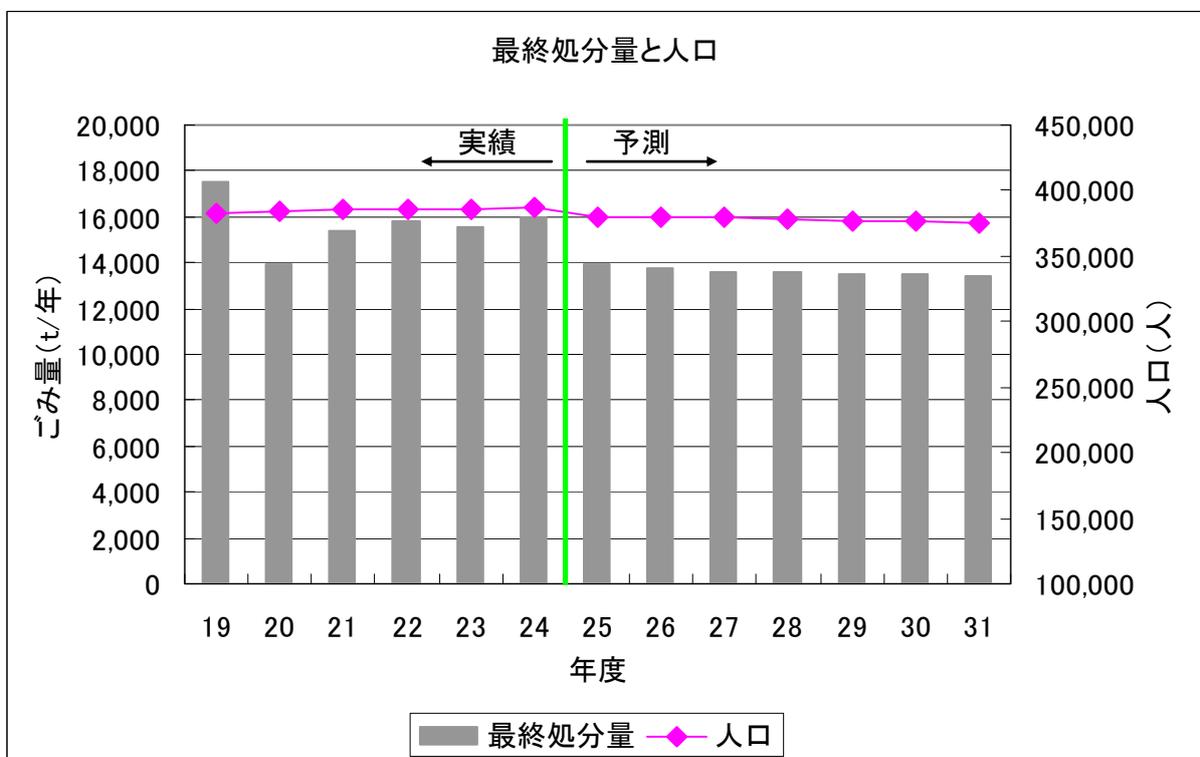
(2) 事業系排出量と人口の推移



(3) 総資源化量と人口の推移



(4) 最終処分量と人口の推移



添付資料 3 ごみの分別区分

区分	現状(平成24年度)	今後(平成31年度)
	一宮市	一宮市
	6種18分別	6種19分別
【ごみ】	① 可燃ごみ	① 可燃ごみ
	台所ごみ、草・枝類	台所ごみ、草・枝類
	資源にならない紙・布類	資源にならない紙・布類
	ゴム・皮革製品	ゴム・皮革製品
	汚れたプラ製容器包装類	汚れたプラ製容器包装類
	ビデオ・カセットテープ	ビデオ・カセットテープ
	② 不燃ごみ	② 不燃ごみ
	ガラス・陶磁器類	ガラス・陶磁器類
	小型金属混合物	小型金属混合物
	小型硬質プラ製品	小型硬質プラ製品
③ 粗大ごみ	③ 粗大ごみ	
指定ごみ袋に入らない一辺が60cm以上のもの	指定ごみ袋に入らない一辺が60cm以上のもの	
【資源】	④ 収集資源 [ 3分別 ]	④ 収集資源 [ 3分別 ]
	○ プラスチック	プラスチック
	きれいなプラ製容器包装	きれいなプラ製容器包装
	トレイ、発泡スチロール類	トレイ、発泡スチロール類
	○ ペットボトル	ペットボトル
	○ 空き缶・金属類	空き缶・金属類
	アルミ・スチール缶	アルミ・スチール缶
	なべ・やかん等	なべ・やかん等
	⑤ 町内資源 [ 11分別 ]	⑤ 町内資源 [ 11分別 ]
	(紙・布類)	(紙・布類)
	○ 新聞・チラシ	新聞・チラシ
	○ 雑誌	雑誌
	○ ダンボール	ダンボール
	○ 牛乳パック	牛乳パック
	○ その他の雑がみ	その他の雑がみ
	○ 古衣類、毛布類	古衣類、毛布類
	(ガラスビン類)	(ガラスビン類)
	○ 無色透明ビン	無色透明ビン
	○ 黒色ビン	黒色ビン
○ 茶色ビン	茶色ビン	
○ その他のビン	その他のビン	
(有害類)	(有害類)	
○ 蛍光灯・乾電池	蛍光灯・乾電池	
その他(鏡、体温計)	その他(鏡、体温計)	
⑥ 拠点回収資源	⑥ 拠点回収資源	
○ 使用済み植物性てんぷら油	使用済み植物性てんぷら油	
	小型家電(9品目)	
	使用済み植物性てんぷら油	

添付資料4 現有施設の概要

参考表1 焼却処理施設の概要

名	称	一宮市環境センター		
所	在	地	一宮市奥町字六丁山52番地	
竣	工	平成10年3月		
処	理	能	力	450t/日 (150t/日×3炉)
処	理	方	式	全連続燃焼式 (ストーカ式焼却炉)

参考表2 リサイクルセンターの概要

名	称	一宮市リサイクルセンター		
所	在	地	一宮市奥町字六丁山52番地	
竣	工	平成25年3月		
処	理	能	力	60t/日 不燃・粗大ごみ：51t/日 空き缶・金属類：9t/日
処	理	方	式	破碎選別方式

参考表3 スtockヤードの概要

名	称	一宮市リサイクルセンター (ストックヤード)		
所	在	地	一宮市奥町字六丁山52番地	
竣	工	平成26年3月		
処	理	能	力	不燃・粗大：340m <sup>3</sup> /日 空き缶・金属類：150m <sup>3</sup> /日

参考表4 最終処分場の概要

名	称	一宮市光明寺最終処分場					
所	在	地	一宮市光明寺字寅新田				
敷	地	面	積	21,540m <sup>3</sup>			
埋	立	地	全	体	容	量	105,480m <sup>3</sup>
残	余	容	量	35,740m <sup>3</sup> (平成25年4月1日現在)			
埋	立	期	間	平成16年4月から			



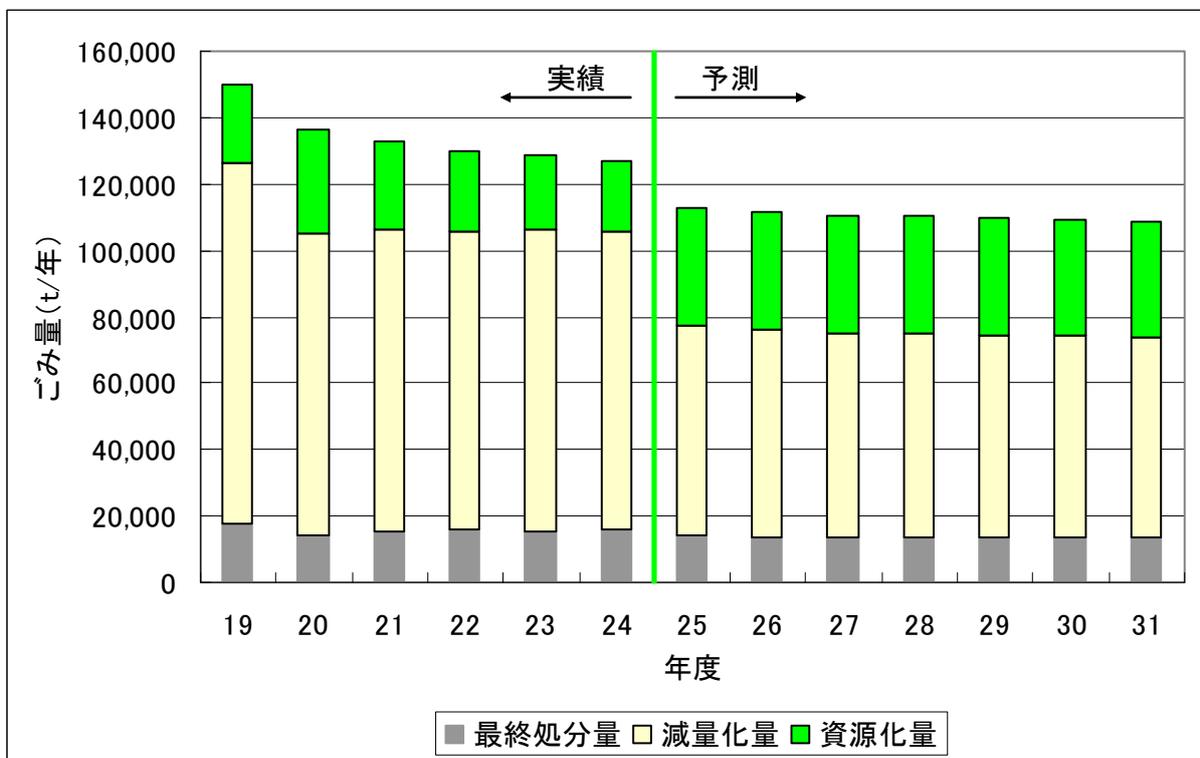
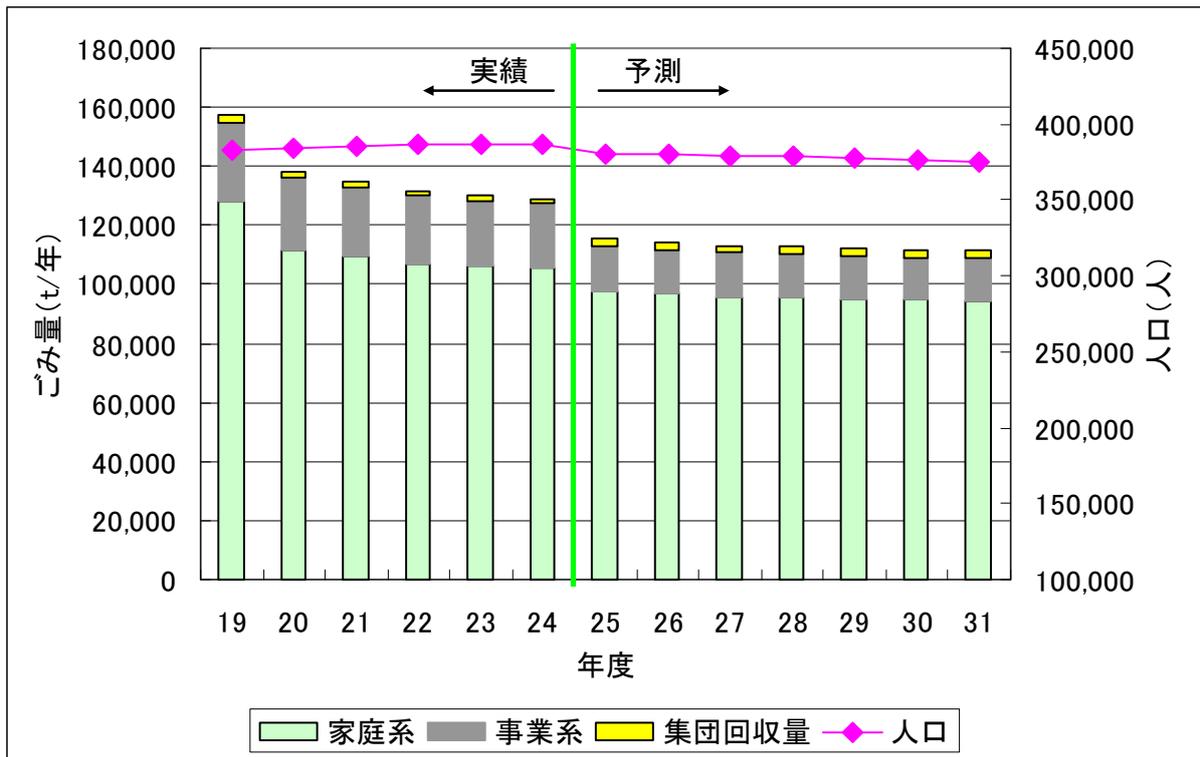
4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状										目標
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
総人口	383,308	384,706	385,772	386,132	386,390	386,447					375,264
下水道	121,311	129,679	138,625	150,373	160,274	166,642					257,340
公共下水道	31.6%	33.7%	35.9%	38.9%	41.5%	43.1%					68.6%
集落排水施設	0	0	0	0	0	0					0
汚水衛生処理人口	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					0.0%
合併処理浄化槽等	61,484	67,879	70,250	71,637	72,302	75,266					92,145
汚水衛生処理人口	16.0%	17.6%	18.2%	18.6%	18.7%	19.5%					24.6%
未処理人口	200,513	187,148	176,897	164,122	153,814	144,539					25,779
汚水衛生未処理人口											

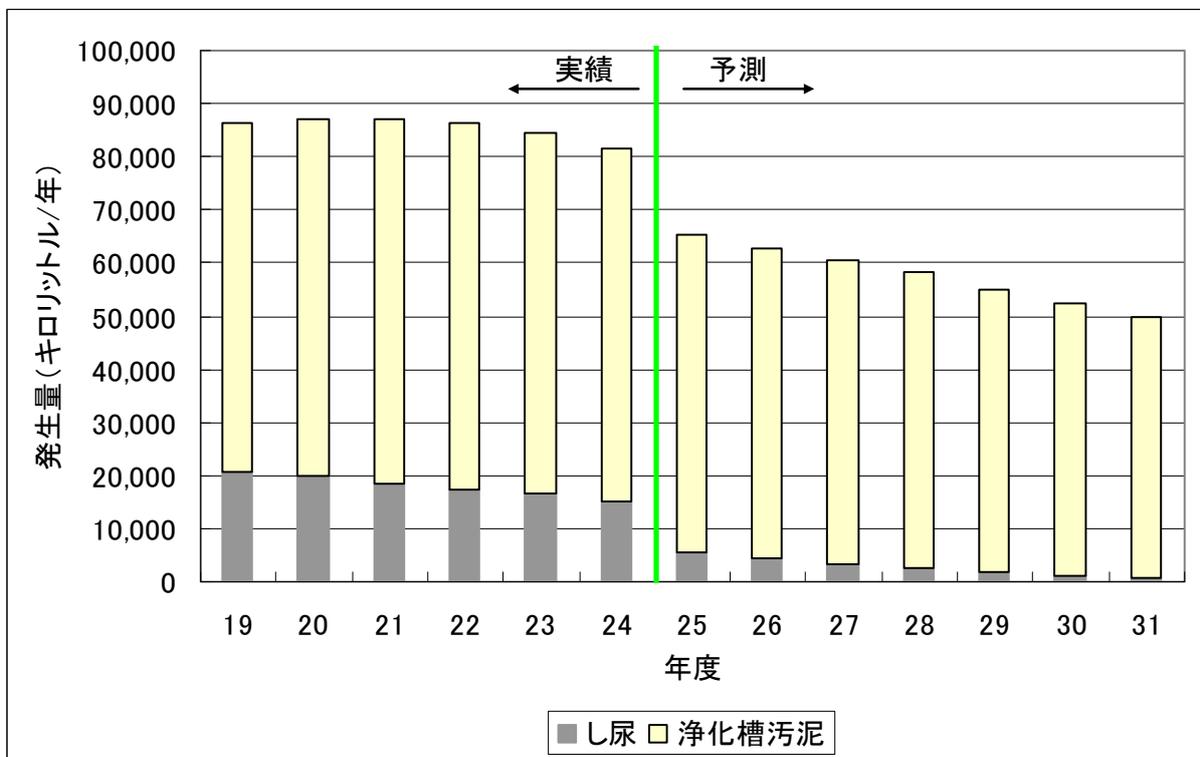
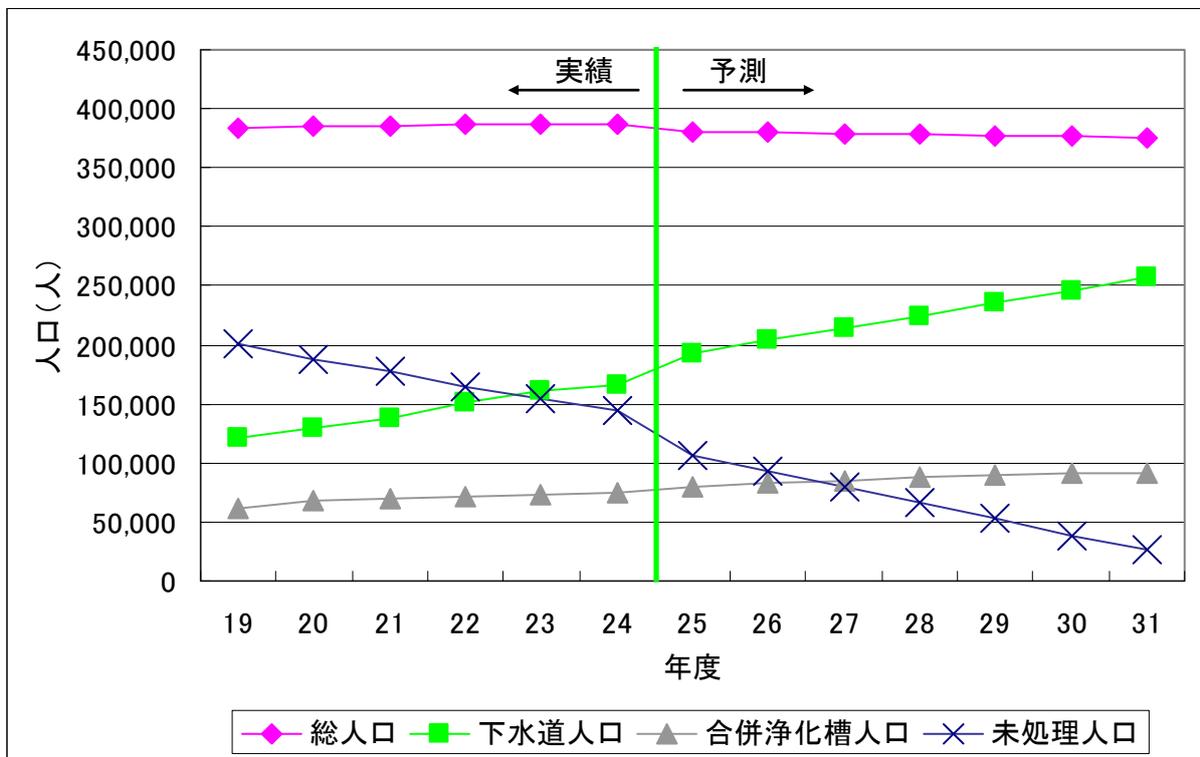
5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
一宮市浄化槽設置整備事業	一宮市	7,848	52,973	285	1,700	平成26年度から平成30年度まで
			H元.4	H31		

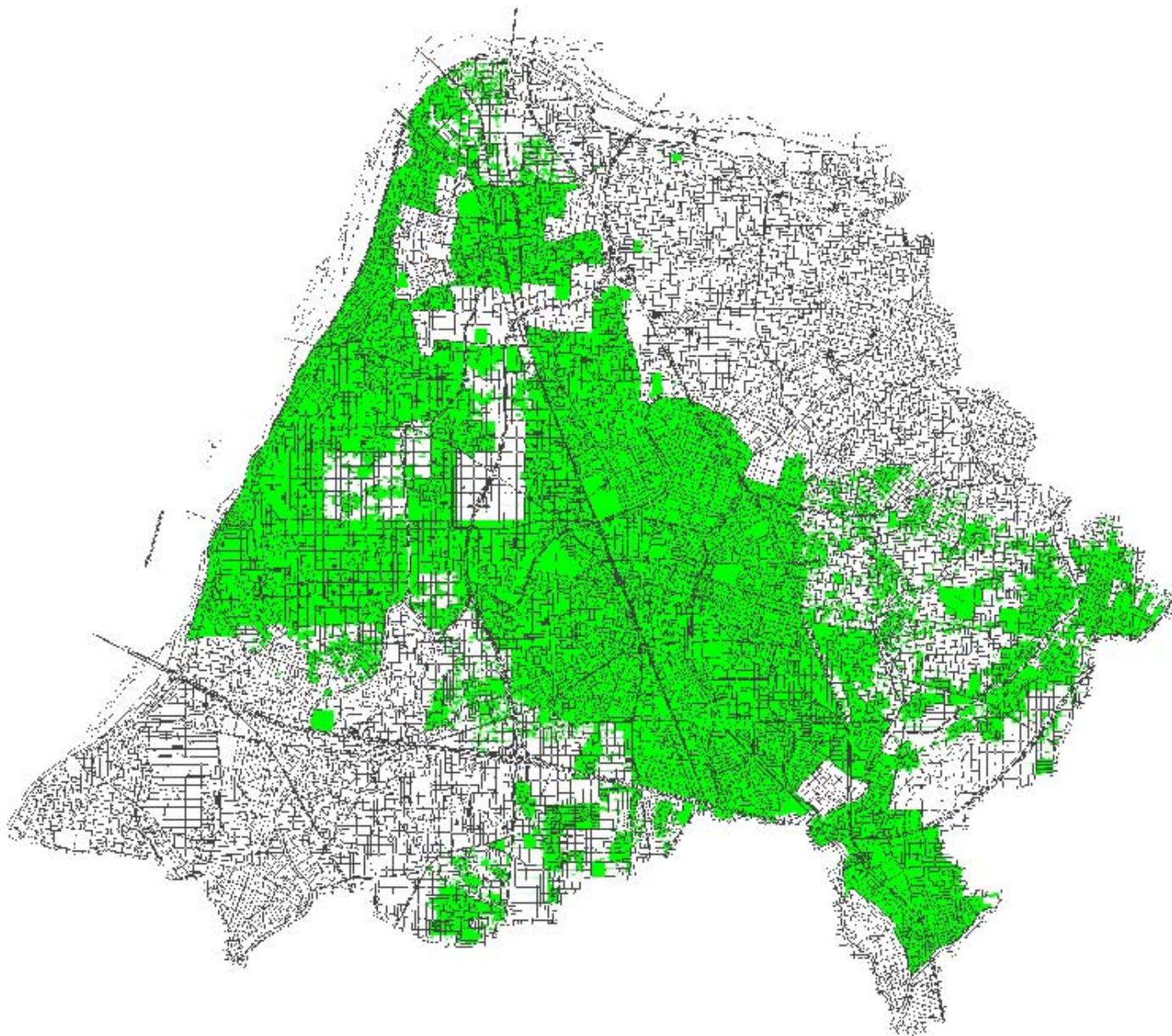
添付資料5 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（一般廃棄物）



添付資料 6 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（生活排水）



添付資料 7 対象地域図（生活排水）



※色がついていない区域は、合併処理浄化槽の対象区域（平成 25 年 4 月現在）

一宮市域のうち、下水道法に基づく下水道認可区域及び一宮市長が指定する区域を除く区域

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成26年)

事業種別	事業番号	事業主体名	規模	事業期間 交付期間	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
					平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度			
○熱回収等に関する事業				開始 終了	8,664,954	525,659	2,756,954	2,536,253	2,846,088	0	6,653,817	0	2,242,564	2,205,136	2,206,117	0	
熱回収施設(基幹的設備改良工事)					8,664,954	525,659	2,756,954	2,536,253	2,846,088	0	6,653,817	0	2,242,564	2,205,136	2,206,117	0	
○浄化槽に関する事業					110,450	22,090	22,090	22,090	22,090	22,090	110,450	22,090	22,090	22,090	22,090	22,090	
浄化槽設置整備事業					110,450	22,090	22,090	22,090	22,090	22,090	110,450	22,090	22,090	22,090	22,090	22,090	
<b>合 計</b>					<b>8,775,404</b>	<b>547,749</b>	<b>2,779,044</b>	<b>2,558,343</b>	<b>2,868,178</b>	<b>22,090</b>	<b>6,764,267</b>	<b>22,090</b>	<b>2,264,654</b>	<b>2,227,226</b>	<b>2,228,207</b>	<b>22,090</b>	

※1 事業番号については、計画本文③或④に示す事業番号及び構式1-3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、構式1-3に示す施設のうち関連するものがあれば、含めて記入すること。  
 ※2 広域連合、一般事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。  
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否						備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関するもの	11	ごみの分別収集の実施	平成20年4月1日より、全地域統一のルールの下でごみ分別収集を実施し、資源を円滑に回収し、ごみの発生抑制を図る。	一宮市	継続			継続					
	12	4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	今までの大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直す。	一宮市	継続			継続					
	13	環境教育（いちのみやエコスクール運動）	いちのみやエコスクール運動を推進する。継続的にエコスクール運動に取り組んだ小中学校に対し「地球に優しい学校」として認定証を交付するとともに、特に取り組みの優秀な学校については表彰を行う。	一宮市	継続			継続					
	14	環境月間	10月を環境月間と定め、清掃事業運動を全域的に展開し、その普及に努める。	一宮市	継続			継続					
	15	施設見学	施設見学をとおして、ごみ意識の高揚・ごみ減量意識の啓発に努める。	一宮市	継続			継続					
	16	その他の広報活動	市広報掲載などをとおして、市民のごみ意識の高揚、ごみ減量意識の啓発に努める。	一宮市	継続			継続					
	17	環境保全・ごみ減量推進モニター	市民からモニターを募集し、市民の立場で清掃行政全般に関し、討論・研究を行う。	一宮市	継続			継続					
	18	レジ袋削減	ごみゼロ社会推進あいち県民会議で実施する「レジ袋削減取組制度」に同調し、市内の小売店におけるレジ袋削減に向けた取組を進める。	一宮市	継続			検討・継続					
	19	生ごみ処理機等購入補助	生ごみ簡易堆肥化容器「コンポスト」、生ごみ発酵用密閉容器等の購入に対して、補助を実施する。	一宮市	継続			継続					
	20	集団回収実施団体への奨励金交付	子ども会などの地域団体が実施する廃品回収に対し、奨励金を交付する。	一宮市	継続			継続					
	21	不要品交換、フリーマーケット等の推進	ものの再利用を促進するため、フリーマーケットやバザー等の開催場所を提供し、開催事業者を支持するとともに、関係情報を広く提供する。	一宮市	継続			継続					
	22	推進体制の整備	廃棄物減量等推進審議会制度、廃棄物減量等推進員制度について、組織の充実と活動の強化を図る。	一宮市	継続			継続					
	23	ごみ処理の有料化	ごみ処理の有料化を検討する。	一宮市	継続			継続					
処理体制の構築、変更に関するもの	24	小型家電等の回収	リサイクルセンターにて、粗大ごみ、不燃物ごみの中から小型家電の抜き取りを開始。平成25年7月からは、小型家電の拠点改修を図り、廃棄物の減量と有用金属の再資源化を推進する。	一宮市	継続			継続					関連事業 11, 12
	26	事業者への指導強化	ごみの搬入検査を強化し、分別の徹底及び適正な排出についての指導を行う。	一宮市	継続			継続					
処理施設の整備に関するもの	1	一宮市環境センター基幹的設備改良事業	施設の老朽化に伴い、廃棄物の安定的な処理を目指すとともに、施設を10年程度延命化させることを目的とする。	一宮市	H 26	H 29	○	基幹的設備改良工事					
	2	一宮市新リサイクルセンター整備運営事業	資源回収の向上を目指して、従来の不燃ごみ・粗大ごみのほかに、空き缶・金属類も分別処理できるリサイクルセンターの整備を行う。	一宮市	H 25	H 25	○	継続					関連事業 11, 12
	3	合併処理浄化槽の整備	生活排水の処理方法は下水道が主であるが、公共下水道認可区域外については生活排水の個別処理施設として、浄化槽の設置整備を推進する。	一宮市	H 26	H 30	○	事業実施・継続					
廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援に関するもの	4	一宮市環境センターごみ焼却施設に係る長寿命化計画事業	平成23年3月に策定した長寿命化計画書は、CO2削減率を20%として考えていたが、本事業の特性を鑑み、CO2削減率を3%として、計画を改定する。	一宮市	H 25	H 25	○	実施					

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

## 【参考資料様式 2】

## 施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体	一宮市
(2) 施設名称	一宮環境センター（基幹的設備改良事業）
(3) 工期	平成 26 年度から平成 29 年度まで
(4) 施設規模	処理能力 約 450 t / 日（150t/日×3 炉）
(5) 処理方式	ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （発電効率 %）・無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （熱回収率 %）・無
(7) 地域計画内の役割	施設の老朽化に伴う延命化対策 （基幹改良 CO <sub>2</sub> 削減率 3 % 以上）
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	—
---------------	---

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率	—	N m <sup>3</sup> / t
	2. 発生ガス量	—	N m <sup>3</sup> / t
(11) 回収ガスの利用計画	—		

(12) 事業計画額	8,664,954 千円 ※
------------	----------------

※本事業においては、基幹的設備改良事業と共に、環境センターで毎年行っている定期修繕工事 4 年間分（1,215,000 千円）及び基幹的設備改良工事施工監理業務委託費（62,754 千円）を含むものとする。（定期修繕工事は全て交付金対象外である。）

【参考資料様式 5】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	一宮市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。
(4) 設置整備事業の整備計画	平成26年度から平成30年度まで
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(エ)、及び第3(1)ア(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 110,450千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・・・0千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付金対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付金対象 事業費
5人槽	155基 (775人分)	0基	51,460千円	51,460千円	51,460千円
6～7人槽	125基 (875人分)	50基	56,250千円	56,250千円	56,250千円
8～10人槽	5基 (50人分)	0基	2,740千円	2,740千円	2,740千円
11～20人槽	基(人分)	基	千円	千円	千円
21～30人槽	基(人分)	基	千円	千円	千円
31～50人槽	基(人分)	基	千円	千円	千円
51人槽以上					
改築	基				
計画策定調査費					
合計	285基(1700人分) 改築を除く	50基	110,450千円	110,450千円	110,450千円

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付金対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付金対象 事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～15人槽	基 (人分)	基			
16～20人槽	基 (人分)	基			
21～25人槽	基 (人分)	基			
26～30人槽	基 (人分)	基			
31～40人槽	基 (人分)				
41～50人槽	基 (人分)				
51人槽以上	基 (人分)				
事務費など	必要に応じて区分 名を修正して記載				
合計	基 (人分)	基			

○事業対象地域が「経済的・効果的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 \_\_\_\_\_ 市町村世帯数 \_\_\_\_\_

対象地域人口 \_\_\_\_\_ 対象地域世帯数 \_\_\_\_\_

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付 (様式は自由)